

81

## 内務省衛生局長時代としての長谷川泰 ——前局長後藤新平「事務引継書」と成立法案の検討——

志村 俊郎<sup>1)</sup>，都倉 武之<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 日本医科大学多摩永山病院脳神経外科，<sup>2)</sup> 慶應義塾福沢研究センター

『長谷川泰先生小伝』（1935年）によると、長谷川泰という人物は、衛生局長時代、奇抜な行動や発言、済生学舎の突然の廃校などの奇妙な行動から、「ドクトル・ベランメー」の名で有名な「畸人」とされている。しかし一方では、明治中期の医療行政に多大な影響を与えたとも評価されている。

『医制五拾年史』（1925年）によると、泰は明治31年3月8日から同35年10月24日までの内務省衛生局長時代において、130件の法令を制定した。その内訳は、法律9件、勅令13件、省令37件等である。その前任者である後藤新平は、明治25年11月17日から同26年12月29日、及び同28年9月7日から同31年3月2日に、法律3件、勅令7件、省令19件を含む計42件の法令を創成立案し、明治31年3月9日付で、泰に長文の事務引継書を残している。

本発表では、泰の局長としての仕事を再評価するために、この引継書に方針が示され、同時期に成立している法令である、泰の業績として著名な「下水道法」「汚物掃除法」と、あまり注目されない食品衛生に関する法案に着目し、その成立過程を検討する。

引継書では、「清潔法ニ就テハ下水並ニ塵芥汚物掃除法案ノ草案成り次期ノ議会ニ提出セラルノ筈ナリ」と記載されているように、後藤局長下ですでに準備がほぼ完了していたと思われる。同法案は、中央衛生会第十七次・第十八次年報によると、長谷川泰、後藤新平を含む5名の調査委員により法案の語句を若干訂正された後、委員長長と専齋に提出され、その後第14議会において衆議院の下水法案汚物掃除法案の特別委員会（委員長瀧口帰一他8名）、本会議を経て可決され、明治33年3月7日法律第31号（汚物掃除法）、法律第32号（下水道法）として公布された。この際政府委員長谷川泰は、法案名の変更も含め、柔軟対応し、この法案を早期成立させる希望を述べるなど尽力している。

次に引継書において、後藤が後任局長に実現を要請しているものとして、「飲食品ノ検査」がある。ここでは「貯蓄飲食物、模造飲食物、贗造飲食物等」が増加し、「往々有害ノ品類、又ハ無害ナルモ其品種ヲ粉乱シ、商業上ノ悪徳ヲ醸シ、其弊ヤ終ニ健康ヲ害スルニ至ルモノ」が少なくないとして、衛生試験所を増設し、法律命令による厳格な取り締まりの必要を認めるとしている。

泰は、現在の「食品衛生法」の前身となる「飲食物其他ノ物品取締ニ関スル法律」（明治33年2月24日法律第15号）を成立させたほか、「有害性着色料取締規則」、「清涼飲料水営業取締規則」等、多くの規則類を制定し本法律に実効性を持たせている。一連の法案に関する審議過程を検討すると（『中央衛生会第二十～二十二次年報』）、同法案は第14議会の衆議院特別委員会（委員長岡田龍松）における議論を経て、本会議で可決成立するが、長谷川泰は、政府委員として牛乳や豚肉等の細菌の蔓延状況を詳述し、法案成立後の取り締まり方法についても積極的な答弁を行うなど、法案成立に向けて実務的に答弁をこなす官僚としての姿を記録されている。

本発表は、後藤新平より長谷川泰に渡された引継書の、特に清潔法と飲食物取り締まりについての衛生行政法制の検討より、後藤の方針に沿いながら法案成立を着々とこなす実務的な官僚としての泰の再評価を図るものである。